

平成 27 年 4 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

## 4月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 38 号	八戸市社会教育委員の委嘱について	1
議案第 39 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	3

議案第38号

八戸市社会教育委員の委嘱について  
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

平成27年 4 月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

八戸市社会教育委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

社会教育法第15条第2項による委員

(学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者)

氏名	所属・職業等
かわらぎ さとし 河原木 聡	八戸市小学校長会
たなぶ なおみ 田名部 直美	八戸市中学校長会
おくだ まさこ 奥田 マサ子	八戸市地区公民館館長会

任期は、平成27年5月1日から平成28年4月30日までとする。

議案第39号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成27年4月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額及び補償基礎額を引き上げるためのものである。

議案第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部  
改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額及び補償基礎額を引  
き上げるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部  
を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。 第7条の2第2項第1号中「104,290円」を「104,570円」に改め、同項第2号中「56,600円」を「56,790円」に改め、同項第3号中「52,150円」を「52,290円」に改め、同項第4号中「28,300円」を「28,400円」に改める。

「

別表中	5,943円	7,720円	9,400円	10,653円	11,538円	12,285円	を
	5,020円	6,048円	6,880円	8,078円	8,998円	9,475円	

」

「

6,003円	7,775円	9,450円	10,703円	11,573円	12,318円	に改める。
5,068円	6,050円	6,783円	7,950円	8,850円	9,313円	

」

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の第7条の2第2項の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 改正後の別表の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p><b>第7条の2</b> (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>104,570円</u>を超えるときは、<u>104,570円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合）にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>56,790円</u>以下である場合に限る。） <u>56,790円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>52,290円</u>を超えるときは、<u>52,290円</u>）</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合）にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>28,400円</u>以下であるときに限る。） <u>28,400円</u></p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>(介護補償)</p> <p><b>第7条の2</b> (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>104,290円</u>を超えるときは、<u>104,290円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合）にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>56,600円</u>以下である場合に限る。） <u>56,600円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>52,150円</u>を超えるときは、<u>52,150円</u>）</p> <p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合）にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>28,300円</u>以下であるときに限る。） <u>28,300円</u></p> <p>別表（第2条関係）</p>



改正後		改正前	
補償基礎額表		補償基礎額表	
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満 5年以上 10年未満 15年以上 20年未満 25年以上	5年未満 5,943円	5年未満 10年未満 15年未満 20年未満 25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,003円	7,775円	9,400円
学校薬剤師の補償基礎額	5,068円	6,050円	6,880円
			7,720円
			10,653円
			11,538円
			12,285円
			9,475円
備考	備考		
1 医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。	1 医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。		
2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。	2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。		
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 1年	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 1年		
(2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 4年	(2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 4年		
(3) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期の課程を修了した者 5年	(3) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期の課程を修了した者 5年		
(4) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年	(4) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年		

改正後	改正前
<p>(5) 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了した者 2年</p> <p>3 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。</p> <p>(1) 旧専門学校による専門学校で修業年限が5年のものを卒業した者 2年</p> <p>(2) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が4年のものを卒業した者 医師及び歯科医師にあつては、3年、薬剤師にあつては、1年</p> <p>(3) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が3年のものを卒業した者 歯科医師にあつては、4年、薬剤師にあつては 2年</p> <p>4 前2号に該当しない者については、文部科学大臣の定めるところにより、前2号に準じて医師等としての経験年数を加減するものとする。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかつた者及びこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。</p>	<p>(5) 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了した者 2年</p> <p>3 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。</p> <p>(1) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が5年のものを卒業した者 2年</p> <p>(2) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が4年のものを卒業した者 医師及び歯科医師にあつては、3年、薬剤師にあつては、1年</p> <p>(3) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が3年のものを卒業した者 歯科医師にあつては、4年、薬剤師にあつては 2年</p> <p>4 前2号に該当しない者については、文部科学大臣の定めるところにより、前2号に準じて医師等としての経験年数を加減するものとする。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかつた者及びこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。</p>

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額及び補償基礎額を引き上げるためのものである。

2 改正の主な内容

介護補償の額の改定

		(改定前)	(改定後)
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	104,290 円	104,570 円
	随時介護を受けている場合	52,150 円	52,290 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1月）	常時介護を受けている場合	56,600 円	56,790 円
	随時介護を受けている場合	28,300 円	28,400 円

公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

<改定前>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,943円	7,720円	9,400円	10,653円	11,538円	12,285円
学校薬剤師の補償基礎額	5,020円	6,048円	6,880円	8,078円	8,998円	9,475円

<改定後>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,003円	7,775円	9,450円	10,703円	11,573円	12,318円
学校薬剤師の補償基礎額	5,068円	6,050円	6,783円	7,950円	8,850円	9,313円

3 施行時期

平成 27 年 4 月 1 日